


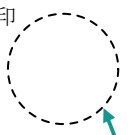
適合証明業務に関する確認書

(記入日) 令和 3 年 8 月 1 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿
沖縄振興開発金融公庫 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

* 適合証明技術者登録番号 0 4 **記入しないでください。**

建築士事務所	名称	フラット35 株式会社 一級建築士事務所		
	所在地	東京都文京区後楽〇-〇-〇		
	事務所登録年月日	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 令和 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	事務所登録番号	都道府県名 (東京都) 知事登録 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号		
登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名称	フラット35 株式会社	代表者印(※)
		代表者の氏名及び役名	代表取締役 住宅 太郎	
	個人の場合	氏名	【自署】 個人の場合、自署してください。 法人の場合は、記入不要です。	印 
適合証明技術者	適合証明技術者氏名	【自署】 自署してください。		
	建築士登録年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
	建築士登録番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号		

法人の場合、法務局届出の代表者印(丸印)を押印してください。

個人の場合、自署してください。
法人の場合は、記入不要です。

自署してください。

シャチハタは不可。

※ 登録開設者が法人の場合の代表者印は、法務局届出の代表者印(丸印)を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者(以下「建築士事務所等」と総称する。)は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)に対し、適合証明業務(住宅又は住宅の改良が機構の定める技術基準に適合することの証明に関する業務をいう。以下同じ。)の実施に関する以下の事項について直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。

なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が責任を負うことを確認します。

- 適合証明技術者は、機構が別に定める適合証明業務実施細則(適合証明技術者実務手引をいう。)及び機構から指示があった場合の当該指示(以下「実施細則等」という。)に則り、適合証明業務を行わなければならないこと。
- 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、適合証明技術者が行う適合証明業務について実施細則等に則り適正に遂行されるよう監督しなければならないこと。
- 建築士事務所等(廃業、退職等をした者を含む。)は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないこと及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用してはならないこと。
- 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構に損害を与えたときには、機構に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならないこと。
なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金利を引下げるための費用などに充てるために交付された国費を使用できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。
- 登録規程^{*1}第11条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の一方又は双方に対して登録規程^{*1}第11条第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{*1}第5条第2項の登録証明書を登録窓口に返納しなければならないこと。
- 機構は、登録規程^{*1}第11条第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し(登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。)、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等